

郡山市子どもまつり実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、家庭や地域社会全体で子どもの健全な育成を推進することを目的に開催する郡山市子どもまつり（以下「事業」という。）の実行委員会に対する負担金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(交付対象)

第3条 負担金の交付の対象となる団体は、郡山市子どもまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象経費及び額)

第4条 負担金の交付の対象となる経費は、事業費、事務費その他の事業の実施に要する経費とする。

2 負担金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金交付の目的に従い、誠実に事業を行うよう努めること。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 負担金交付の目的以外に負担金を使用しないこと。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の増額を伴わない変更

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、この要綱に定める負担金を概算払の方法により交付することができる。

(状況報告)

第9条 事業の完了が当該事業に係る負担金の交付を決定された日が属する年度（以下この条において「交付決定年度」という。）を超えることとなる場合、実行委員会は、交付決定年度に係る事業の進捗状況に基づき、当該年度の末日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、負担金の精算を行わなければならない。

- (1) 進捗状況報告書
- (2) 交付決定年度に係る収支決算書及び次年度の収支予定書

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告等)

第10条 実行委員会は、事業が完了したときは、規則第14条の規定により当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日まで、実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業に係る収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(負担金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。